

農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程

平成21年 5 月 28 日 21農振第438号
最終改正 令和 7 年 6 月 30 日 7 農振第985号
農村振興局整備部長

第 1 目的

本規程は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、農林水産省防災業務計画（昭和38年 9 月 6 日付け38総第915号農林事務次官依命通知）に定める被災情報の収集等のために職員を派遣して行う調査（以下「緊急派遣調査」という。）に関し必要な事項を定め、農地農業用施設及び農村生活環境施設（以下「農地農業用施設等」という。）に係る被災状況の把握、被害の拡大防止、災害復旧計画の策定等の迅速かつ円滑な実施を推進することを目的とする。また、大規模災害時の緊急派遣調査を迅速かつ円滑に行うため、平時において緊急派遣調査の内容等を市町村に説明する取組に関する事項（以下「平時の市町村への説明」という。）を定める。

第 2 緊急派遣調査の内容

緊急派遣調査は、初期情報収集、緊急概査及び技術支援とする。

1 体制の整備

地方農政局農村振興部長（国土交通省北海道開発局にあつては農業水産部農業整備課長、内閣府沖縄総合事務局にあつては農林水産部農村振興課長（以下「部長等」という。））は、あらかじめ、大規模災害時に速やかに緊急派遣調査を実施するための体制を整備するとともに、緊急派遣調査のために派遣される職員（以下「調査員」という。）の候補者の名簿を様式 1 により作成し、毎年度 4 月末までに農村振興局整備部（以下「本省」という。）防災課に報告するものとする。

なお、人事異動等により、報告内容に変更が生じた場合には、その都度報告するものとする。

2 初期情報収集

(1) 目的

初期情報収集は、大規模災害時において、調査員が農地農業用施設等の

被害に関して、今後の技術支援の必要性の有無の判断等に必要な初期情報を被災地を管轄する地方公共団体（以下「被災自治体」という。）から直接収集することを目的として実施する。

(2) 初期情報収集の実施

部長等は、地方農政局等管内（以下「管内」という。）の農地農業用施設等の被害に関する初期情報を被災自治体から直接収集する必要があると認めるときは、初期情報収集の実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

ただし、管内において、震度6弱以上の地震が観測された市町村、大雨特別警報が発表された市町村がある場合には、当該市町村に対して初期情報収集を実施するものとする。

(3) 実施内容

調査員は、被災自治体において、農地農業用施設等の被災規模、応急対策の必要性、被災自治体の被害把握や復旧のための体制、被災自治体の要望等に関する情報収集を行い、速やかに部長等に報告するものとする。

3 緊急概査

(1) 目的

緊急概査は、大規模災害時において、緊急に行う農地農業用施設等の被災状況の把握等に関し、調査員が施設管理者又は被災自治体（以下「施設管理者等」という。）に支援を行うことを目的として実施する。

(2) 緊急概査の実施

部長等は、初期情報収集の結果、施設管理者等からの依頼その他の理由により緊急概査の必要があると認めるときは、その実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

(3) 実施内容

調査員は、農地農業用施設等の被災状況、応急対策の必要性等について、緊急の調査を行い、その結果について速やかに施設管理者等及び部長等に報告するものとする。

4 技術支援

(1) 目的

技術支援は、大規模災害時において、農地農業用施設等に関する応急対策、災害復旧等に関し、調査員が施設管理者等に技術的な支援を行うこと

を目的として実施する。

(2) 技術支援の実施

部長等は、初期情報収集の結果、施設管理者等からの依頼その他の理由により技術支援の必要があると認めるときは、その実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

(3) 実施内容

調査員は、被災した農地農業用施設等についての応急対策の検討・実施、災害復旧計画の検討、観測・監視等に関して、施設管理者等に技術的な支援を行うものとする。

調査員は、実施した技術支援の概要について、速やかに部長等に報告するものとする。

5 実施状況の報告

部長等は、緊急派遣調査を実施したときは、速やかに様式2によりその概要を第6の本省の担当窓口を経由して設計課長、地域整備課長及び防災課長に報告するものとする。

6 関係機関との連携

(1) 部長等は、緊急派遣調査の実施に関し、農村振興局の職員若しくは他の地方農政局等の職員の参加又は試験研究機関等による支援が必要な場合には、第6の本省の担当窓口を経由して設計課長、地域整備課長又は防災課長に必要な調整を行うよう要請することができる。ただし、緊急の場合には、部長等は、第6の本省の担当窓口を経由せずに、直接、設計課長、地域整備課長又は防災課長に必要な調整を行うよう要請することができる。

(2) 本省設計課長、地域整備課長又は防災課長は、(1)の要請等により、緊急派遣調査の支援が必要であると認めるときは、関係機関と必要な調整を行うものとする。

第3 安全確保への配慮

調査員は、緊急派遣調査の実施に際しては、危険と判断される場所への立ち入りを避ける等安全の確保に十分配慮するものとする。

第4 平時の市町村への説明

部長等は、大規模災害時の緊急派遣調査を迅速かつ円滑に行うために、平時において管内の市町村に対し、緊急派遣調査の内容等を説明する職員（以下「平時説明者」という。）を派遣するものとする。

平時説明者は、緊急派遣調査の内容のほか、災害復旧事業制度の概要等を説明するとともに、市町村から大規模災害時の災害業務体制等を聞き取り、別途定める市町村災対情報整理表を作成する。

第5 調査員の位置づけ

調査員及び平時説明者は、MAFF－SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）の構成員とする。

第6 担当窓口

緊急派遣調査及び平時の市町村への説明の担当窓口は、地方農政局にあっては農村振興部設計課、地域整備課及び防災課（国土交通省北海道開発局にあっては農業水産部農業整備課、内閣府沖縄総合事務局にあっては農林水産部農村振興課）が行い、本省にあっては設計課調査官（組織担当）、地域整備課農村整備調査官及び防災課災害対策室長が行うものとする。

第7 附則

本規程は、平成21年5月28日から適用する。

本規定は、令和7年6月30日から適用する。

[様式省略]